

令和3年度

**京都地方税機構
一般会計歳入歳出決算審査意見書**

京都地方税機構監査委員

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	審査の概要	2
第 6	実質収支に関する調書	7
第 7	財産に関する調書	8
第 8	意見	9

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、原則として 10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 千円単位で表示している表中に用いる金額は、特に記載がない限り、1,000 円未満を四捨五入して表示したため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、特に必要があるものを除き、小数点以下第 2 位で四捨五入したため、構成比については、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和4年6月から令和4年7月まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、併せて関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、諸調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、いずれも決算計数に相違ないことを確認した。

予算執行及び財産管理については、適正に行われていると認められた。

なお、審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

第5 審査の概要

1 決算収支の状況

令和3年度の決算額は、予算現額25億4,577万円に対して歳入額24億9,476万円、歳出額24億9,379万円で、予算現額に対する割合は、歳入98.0%、歳出98.0%となっている。

決算収支についての状況は、第1表のとおりである。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区分		年度	3年度
予算現額		A	2,545,774
歳入額		B	2,494,766
歳出額		C	2,493,791
形式収支 (B - C)		D	975
翌年度に繰り越すべき財源		E	0
実質収支 (D - E)		F	975
予算執行率	歳入 (B / A)		98.0
	歳出 (C / A)		98.0

令和3年度の決算収支は、形式収支において97万円の黒字になっており、翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支は97万円の黒字となっている。

2 決算の状況

(1) 歳入

歳入予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 款別の収入状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額 に対する 収入率	収入済額の 構成比
負担金	2,537,408	2,485,778	2,485,778	0	0	98.0	99.6
繰越金	1,262	1,263	1,263	0	0	100.1	0.0
諸収入	7,104	7,726	7,726	0	0	108.8	0.4
計	2,545,774	2,494,767	2,494,767	0	0	98.0	100.0

歳入の決算状況は、予算現額25億4,577万円（当初予算額23億761万円、補正予算額2億3,815万円）に対し、調定額、収入済額はともに24億9,476万円で、予算現額に対する収入率は98.0%である。

主な補正項目は、運営経費負担金の増額（2億3,639万円）である。

収入済額の内訳は、負担金24億8,577万円、繰越金126万円、諸収入772万円となっており、款別構成比率は、負担金99.6%、繰越金0.0%、諸収入0.4%となっている。

<款別状況>

第1款 負担金

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
予算現額	2,537,408	2,591,809	△54,401
調定額	2,485,778	2,545,911	△60,133
収入済額	2,485,778	2,545,911	△60,133
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	△51,630	△45,898	△5,732
予算現額に対する収入済額の割合	98.0	98.2	△0.2

ほぼ予算現額どおり収入している。

前年度と比較すると収入済額で6,013万円の収入減となっているが、これは、人件費の減少及び固定資産税(償却資産)課税事務に要する経費が減少したこと等のためである。

第3款 繰越金

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
予算現額	1,262	990	272
調定額	1,263	990	273
収入済額	1,263	990	273
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	1	0	1
予算現額に対する収入済額の割合	100.1	100.0	0.1

予算現額どおり収入している。

令和2年度決算の結果、実質収支が126万円の黒字となったため、令和3年度に繰越金として収入しているものである。

第4款 諸収入

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
予算現額	7,104	6,685	419
調定額	7,726	6,052	1,674
収入済額	7,726	6,052	1,674
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	622	△ 633	1,255
予算現額に対する収入済額の割合	108.8	90.5	18.3

滞納処分費が見込額を上回ったこと等のため、予算現額に対し、62万円の収入増となっている。

前年度と比較すると収入済額で167万円の収入増となっており、主に滞納処分費の増によるものである。

(2) 歳出

歳出予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 款別の歳出状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	不用額	予算現額 に対する 執行率	支出済額の 構成比
議会費	1,923	1,609	314	83.7	0.1
総務費	2,542,851	2,492,182	50,669	98.0	99.9
予備費	1,000	0	1,000	0.0	0.0
計	2,545,774	2,493,791	51,983	98.0	100.0

歳出の決算状況は、予算現額25億4,577万円（当初予算額23億761万円、補正予算額2億3,815万円）に対し、支出済額は24億9,379万円で予算現額に対する割合（執行率）は98.0%、不用額は5,198万円である。

主な補正項目は、各構成団体からの派遣職員の人件費の増額（2億6,629万円）、催告センター業務委託経費の皆減（1,320万円）等である。

支出の主な内容は、議会費においては、議員報酬、旅費、会議室賃借料であり、総務費においては、派遣職員の人件費負担金の他、電算システムの賃借料、運用・保守料等の事務経費であり、支出済額の大部分は、総務費が占めている。

<款別状況>

第1款 議会費

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
予算現額	1,923	1,923	0
支出済額	1,609	1,622	△13
不用額	314	301	13
予算現額に対する支出済額の割合	83.7	84.3	△0.6

予算現額に対する支出済額の割合は83.7%で、31万円の不用額が生じている。

第2款 総務費

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
予算現額	2,542,851	2,596,561	△53,710
支出済額	2,492,182	2,550,068	△57,886
不用額	50,669	46,493	4,176
予算現額に対する支出済額の割合	98.0	98.2	△0.2

予算現額に対する支出済額の割合は98.0%で、システム関係経費の委託費及び賃借料の減等により、5,066万円の不用額が生じている。

前年度と比較すると支出済額で5,788万円の減となっているが、これは派遣職員の人件費、共同徴収支援システム経費並びに固定資産税（償却資産）課税事務経費及びシステム経費が減少したこと等によるものである。

第6 実質収支に関する調書

審査に付された実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

財産等の当該年度における異動及び当該年度末現在高の状況は、第4表及び第5表のとおりである。

なお、債権及び基金はない。

第4表 物品

(単位：点)

区分	年度中増加高	年度末現在高
共同徴収支援システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型審査システム機器	0	1
課税事務共同化共通基盤システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型国税連携受信サーバ機器	0	1

(注) 本表は、1品100万円以上の備品を対象としている。

第5表 その他

(単位：円)

区分	年度中増加高	年度末現在高
両替用現金	0	1,000,000

(注) 平成22年度中において、両替用現金100万円を取得している。

第8 意見

以上が、令和3年度京都地方税機構一般会計の運用状況の審査概要である。

税機構は、滞納整理業務の本格開始から12年、課税事務においては、平成24年度開始の法人関係税業務を皮切りに、自動車関係税、そして、令和2年度からの固定資産税（償却資産）事務と共同化され、安定して事務が進められるとともに、収納率の維持等をはじめとする成果が認められる。

一方で、少子・高齢化、人口減少は更に進み、構成団体である地方自治体は多様化する地域や住民のニーズに対応し、特色ある取組みを進めていかなければならず、そのためには安定した財政基盤が不可欠であり、税務行政の一翼を担う税機構に求められる役割は益々大きくなっていく。

今後も新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響が続くものと考えられるが、税機構においては、納税者が置かれた状況を踏まえつつも法令等に基づき、公平・公正な税務行政を推進するとともに、各構成団体の財政運営に資するよう、効果的・効率的な業務執行に努められたい。